

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による建築主事の確認を受ける等の適法に建築された建築物(国、都道府県及び市町村が所有し、又は区分所有する建築物を除く。以下「既存民間建築物」という。)の所有者等が、当該建築物の耐震診断を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において大津市既存民間建築物耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付し、もって既存民間建築物の耐震性の向上を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「促進法」という。)第4条第2項第3号に掲げる耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に基づき行う診断(耐震診断技術者(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号に掲げる者又は市長が適当と認める耐震診断に係る講習の修了者をいう。次号において同じ。)が行うものに限る。)をいう。

(補助対象建築物及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる既存民間建築物(以下「補助対象建築物」という。)は次の各号に掲げる建築物とし、補助金の額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物(同条第2号に掲げるものを除く。)

又は同法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当するもの(現に使用されているものに限る。)並びに長屋及び共同住宅(現に居住しているものに限る。) 1棟につき次に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額の合計額又は耐震診断に要した費用(補修費及び修繕費を除く。)の額のいずれか低い額(以下「補助基本額」という。)の3分の2以内の額(その額が2,000,000円を超えるときは、2,000,000円とする。)。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、補助基本額に1,570,000円を限度として当該費用の額を加算することができる。

ア 延べ面積1,000㎡以内の部分 1平方メートルにつき3,670円

イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1平方メートルにつき1,570円

ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分 1平方メートルにつき1,050円

(2) 一戸建て住宅(併用住宅を含み、現に居住しているものに限る。) 1棟につき 延べ面積に1,000円を乗じて得た額又は耐震診断に要した費用(補修費及び修繕費を除く。)の額のいずれか低い額の3分の2以内の額(その額が90,000円を超えるときは、90,000円とする。)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者又は区分所有建築物にあつては建物の区分所有に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に

規定する区分所有者の団体（以下「管理組合」という。）とする。

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の交付申請は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）により行うものとし、耐震診断に着手する前に、市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 当該建築物の確認済証の写し又は固定資産税、都市計画納税証明書若しくは家屋の固定資産税評価証明書などで建築物の建築時期及び延べ面積のわかるもの

(3) 耐震診断費用の見積書又はその写し

(4) 当該建築物の使用者の同意書（建築物の所有者と使用者が異なる場合に限る。）

(5) 当該建築物の管理組合の組合規約及び耐震診断を実施することを決議したことを証する書類（申請者が管理組合の場合に限る。）

(6) その他市長が必要とする書類

（交付決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、市長は補助金の交付について条件を附することができる。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（耐震診断の着手）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは、直ちに大津市既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（取下げ申請書）

第8条 規則第8条の規定による申請の取下げは、大津市既存民間建築物耐震診断補助金取下げ申請書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業の変更及び中止の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定による申請は、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市既存民間建築物耐震診断補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 変更耐震診断見積書

(3) その他市長が必要とする書類

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業変

更承認決定通知書（様式第8号）及び大津市既存民間建築物耐震診断補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書又はその写し
- (2) 耐震診断における請負契約書の写し
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

3 前項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の公布の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第12号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還命令は、大津市既存民間建築物耐震診断補助金返還通知書（様式第14号）により行うものとする。

（補助決定者に対する指導）

第16条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

2 この要綱は、国の防災・安全交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書

（宛先）

大津市長

申請者氏名
（所有者等）住所
電話番号

大津市既存民間建築物耐震診断補助金の交付を受けたいので、大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

補助年度	年度		
建築物の名称			
建築物の所在地	大津市		
補助事業の事業費	円		
交付申請金額	円		
補助事業の 着工予定年月日及び 完了予定年月日	着工	年 月 日	
	完了	年 月 日	
建築物の所有者等	（住所）		
	（氏名）		（電話番号）
用途			
構造	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造		
規模	地上 階 地下 階 建築面積	m ²	延べ面積 m ²
建築年月日	年 月 日 竣工		
設計図書の有無 備考（建築確認番号 確認年月日）	意匠図面 構造図面 構造計算書	全部有、 一部有、 全部有、 一部有、 全部有、 一部有、 無 無 無	受 付
添付資料	(1) 付近見取図 (2) 当該建築物の確認済証の写し又は固定資産税、都市計画納税証明書若しくは家屋の固定資産税評価証明書などで建築物の建築時期及び延べ面積のわかるもの (3) 耐震診断費用の見積書又はその写し (4) 当該建築物の使用者の同意書（建築物の所有者と使用者が異なる場合に限る。） (5) 当該建築物の管理組合の組合規約及び耐震診断を実施することを決議したことを証する書類（申請者が管理組合の場合に限る。） (6) その他市長が必要とする書類		

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付で交付申請のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津市補助金等交付規則、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。 2 補助事業等の内容の変更をする場合においては、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業変更承認申請書を提出し、承認を受けること。 3 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、承認を受けること。 4 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。 5 補助事業の実施に係る契約は、申請者の名義で行うこと。 6 当該補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに大津市既存民間建築物耐震診断補助事業実績報告書を提出すること。 7 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

様式第3号（第6条第2項関係）

大 第 号
年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付で交付申請のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないこと と決定した理由	

大津市既存民間建築物耐震診断着手届

(宛先)

大津市長

申請者 氏 名
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記建築物の耐震診断を 年 月 日から着手しましたので、大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
耐 震 診 断 技 術 者 の 氏 名	
耐 震 診 断 技 術 者 の 住 所	
耐 震 診 断 技 術 者 の 電 話 番 号	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金取下げ申請書

(宛先)

大津市長

申請者 氏 名
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助金について、次のとおり申請を取り下げますので、大津市補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

補 助 年 度	年 度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
交 付 申 請 金 額	円
取 下 げ の 理 由	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助事業変更承認申請書

(宛先)

大津市長

申請者 氏 名
(所有者等) 住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で交付の決定のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助事業の変更承認について大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建築物の所在地	大津市
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	(1) 付近見取図 (2) 変更耐震診断見積書 (3) その他市長が必要とする書類

大津市既存民間建築物耐震診断補助事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）

大津市長

申請者 氏 名
（所有者等）住 所
電話番号

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

建築物の名称	
建築物の所在地	大津市
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	(1) 付近見取図 (2) 変更耐震診断見積書 (3) その他市長が必要とする書類

様式第8号（第10条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助事業変更承認決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市既存民間建築物耐震診断補助金について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助事業中止（廃止）承認決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市既存民間建築物耐震診断補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
中 止（廃止）の 承認年月日	年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助事業実績報告書

(宛先)

大津市長

申請者 氏 名
 (所有者等) 住 所
 電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度		年度
建 物 の 名 称		
補助事業の着手年月日及び完了年月日		着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額		円
補助事業の経費精算額（補助対象金額）		円
耐震診断技術者	会 社 名	
	住 所	
	担 当 者	
	電 話 番 号	
添 付 書 類		(1) 耐震診断報告書又はその写し (2) 耐震診断における請負契約書の写し (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し (4) その他市長が必要とする書類

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市既存民間建築物耐震診断補助金事業について、次のとおり大津市既存民間建築物耐震診断補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書

(宛先)

大津市長

補助事業者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市既存民間建築物耐震診断補助金について大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
建 築 物 の 名 称		
交 付 決 定 額		円
交 付 請 求 額		円
振 込 金 達 融 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添 付 書 類		

様式第13号（第12条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市既存民間建築物耐震診断補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第14号（第15条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市既存民間建築物耐震診断補助金返還通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市既存民間建築物耐震診断補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	大津市
補助金の既交付金額 及び交付年月日	年 月 日
交 付 確 定 金 額	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。